



金 沢 市 公 報

号外第3号の6

令和6年(2024年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎目次	ページ	
●規 則		○金沢市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則 (") 5
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (デジタル行政戦略課)	1	○金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉政策課) 5
○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)	1	○金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (景観政策課) 6
		○金沢市定住の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅政策課) 14

規 則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第3号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第68号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則

第1条中「金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を「金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

(個人番号カードを利用することができる事務)

第1条の2 条例第7条に規定する規則で定める事務は、本市の職員(市長が別に定める職員を除く。)が出勤又は退勤をする場合で、庶務事務システム(任命権者が指定する情報通信技術を利用した職員の勤務の管理等を行うためのシステムをいう。)を使用するときの本人確認の事務とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第4号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第19号及び第20号中「第17条の2」の次に「、第17条の2の2」を加える。

第8条の2第1項第1号中「第72条の2第1項に該当する」を「第72条の2第1項第1号に掲げる」に改め、同項第3号中「該当する」を「掲げる」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「該当する」を「掲げる」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第72条の2第1項第2号に掲げる軽自動車等のうち、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により滅失し、又は損壊したため使用することができない軽自動車等 全額の免除

第8条の2第2項中「前項第2号に該当する」を「前項第3号に掲げる」に改める。

第23号様式その1（表）中「第17条の2」の次に「又は第17条の2の2」を加え、「充当しました」を「充当又は委託納付をしました」に、

差引還付金額	(A) + (B) - (C)	円
--------	-----------------	---

差引還付金額	(A) + (B) - (C)	円
--------	-----------------	---

（この欄には、過誤納となっている市税又は未納の市税等に森林環境税が含まれる場合には、その旨を記載すること。）

改め、同様式その2（表）及びその3（表）中「充当しました」を「充当又は委託納付をしました」に、

差引還付金額	(A) + (B) - (C)	円
--------	-----------------	---

差引還付金額	(A) + (B) - (C)	円
--------	-----------------	---

（この欄には、過誤納となっている市税又は未納の市税等に森林環境税が含まれる場合には、その旨を記載すること。）

改める。

第24号様式その1中「第17条の2」の次に「又は第17条の2の2」を加え、「充当し」を「充当又は委託納付をし」に、

年 度 事業年度				
税 目				
通知書番号				
期別（申告）				

年 度 事業年度				（この欄には、過誤納となっている市税又は未納の市税等に森林環境税が含まれる場合には、その旨を記載すること。）
税 目				
通知書番号				
期別（申告）				

改め、同様式その2及びその3中「充当し」を「充当又は委託納付をし」に、

年 度 事業年度					を
税 目					
通知書番号					
期別 (申告)					

年 度 事業年度				(この欄には、過誤納と なっている市税又は未納 の市税等に森林環境税が 含まれる場合には、その 旨を記載すること。)	に
税 目					
通知書番号					
期別 (申告)					

改める。

第35号様式その1ア(表)中「年度 市民税・県民税」を「年度 市民税・県民税・森林環境税」に、「市民税・県民税額」を「市民税・県民税・森林環境税額」に改め、「第41条」の次に「、第319条」を加え、「市民税及び県民税の」を「市民税、県民税及び森林環境税の」に、「還付又は充当」を「還付、充当又は委託納付」に改め、同その1イ(表)中

課税標準額 (円)	市民税額 (円)	県民税額 (円)	を

課税標準額 (円)	市民税額 (円)	県民税額 (円)	森林環境税額 (円)	に、

「充当額」を「充当又は委託納付額」に改め、同その1ウ及びエ中「県民税」を「県民税・森林環境税」に改め、同様式その2ア(表)中「年度 市民税・県民税」を「年度 市民税・県民税・森林環境税」に、「市民税・県民税額」を「市民税・県民税・森林環境税額」に改め、「第41条」の次に「、第319条」を加え、「市民税及び県民税の」を「市民税、県民税及び森林環境税の」に、「充当額」を「充当又は委託納付額」に改め、同その2イ(表)中

区分	変更前 (円)	変更後 (円)

(2) 市民税額

区分	変更前	変更後
均等割額		
合計額		

を

(3) 県民税額

区分	変更前	変更後
均等割額		
合計額		

(4) 合計年税額 (市民税額+県民税額)、徴収方法ごと年税額

区分	変更前 (円)	変更後 (円)

(2) 市民税額

区分	変更前	変更後
均等割額		
合計額		

(3) 県民税額

区分	変更前	変更後
均等割額		
合計額		

に、

(4) 森林環境税額

区分	変更前	変更後

(5) 合計年税額 (市民税額+県民税額+森林環境税額)、徴収方法ごと年税額

「充当額」を「充当又は委託納付額」に改め、同その2ウ中「県民税」を「県民税・森林環境税」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第8条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和5年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の第23号様式及び第24号様式の書式による用紙については、改正後の第23号様式及び第24号様式にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 4 改正後の第35号様式は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

金沢市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第5号

金沢市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市宿泊税条例施行規則（平成30年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第8条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条第2項中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改め、同条第3項中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改め、同条第5項中「第8条第7項」を「第8条第8項」に改め、同条第6項中「第8条第8項から第10項まで」を「第8条第9項から第11項まで」に改める。

様式第2号中「2万円未満」を「5千円以上2万円未満」に改める。

様式第5号中「第8条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

様式第6号中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める。

様式第9号中「第8条第7項」を「第8条第8項」に改める。

様式第11号中「2万円未満」を「5千円以上2万円未満」に改める。

様式第15号中「20,000円未満」を「5千円以上2万円未満」に、「20,000円以上」を「2万円以上」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第6号

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則（令和元年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2号を加える。

- (4) 地区社会福祉協議会（社会福祉法人金沢市社会福祉協議会と連携して地域福祉活動に取り組む住民主体の組織であって、原則として民生委員法第20条の規定により市長が定める区域ごとに設立される団体で、市長が別に定めるものをいう。）
- (5) 本市と災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14第1項に規定する個別避難計画を作成する業務について委託契約を締結した者（当該委託契約を締結した日が、当該年度の末日までの間にある者に限る。）であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
 - イ 介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条に2号を加える改正規定（同条第4号に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第7号

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第1号中「第34条第1項に規定する講習会修了者等」を「第34条第1項各号に掲げる者」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 屋外広告業の事業者団体が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者
第20条第2項第1号を次のように改める。

(1) 条例第31条の4第1項第2号に規定する屋外広告業者又は第30条第3項に規定する特例屋外広告業者
第20条第2項第2号中「条例第34条第1項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同項第3号を削る。

第27条第3項第4号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改め、同条第5項中「様式第19号」を「様式第22号」に改める。

第30条に次の1項を加える。

3 条例第35条の2の2第2項の規定により条例第31条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者（以下「特例屋外広告業者」という。）に対する前2項の規定の適用については、第1項第2号中「登録年月日」とあるのは「届出年月日」と、前項中「屋外広告業者登録票（様式第23号）」とあるのは「特例屋外広告業者届出済票（様式第24号）」とする。

第31条の次に次の4条を加える。

（特例屋外広告業者の届出）

第31条の2 条例第35条の2の2第3項の規定により届出を行おうとする者は、特例屋外広告業届出書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の特例屋外広告業届出書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号。以下「県条例」という。）第78条第1項又は第3項の登録（有効期間内のものに限る。）を受けたことを証する書類

(2) 第23条第3項第4号に掲げる書面

（特例屋外広告業者の変更の届出）

第31条の3 特例屋外広告業者は、条例第35条の2の2第4項の規定により、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 前号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の場合において、当該変更が同項第3号に掲げる事項の変更であるときは、前条第2項第2号に掲げる書面を特例屋外広告業届出事項変更届出書に添付しなければならない。

（特例屋外広告業者の廃止の届出）

第31条の4 特例屋外広告業者は、条例第35条の2の2第4項の規定により、本市の区域内において屋外広告業を廃止したときは、その日から30日以内に特例屋外広告業廃止届出書（様式第27号）を市長に提出しなければならない。

（特例屋外広告業者届出簿）

第31条の5 条例第35条の2の2第5項の規定による特例屋外広告業者届出簿への記載は、次に掲げる事項について

行うものとする。

(1) 第31条の3第1項各号に掲げる事項

(2) 届出年月日及び届出番号

2 市長は、前項に規定する特例屋外広告業者届出簿への記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特例屋外広告業者に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、特例屋外広告業届出済証(様式第28号)の交付により行うものとする。

第32条第1号中「登録番号」の次に「(特例屋外広告業者にあつては、届出番号)」を加える。

別表第1中「旧蛤坂町・泉寺町区域」を「旧蛤坂町区域」に改める。

様式第1号その2を削り、同様式その1中「第16条第3項」を「第16条第4項」に、

施工者の住所及び 氏名並びに屋外 広告業登録番号			を
	屋外広告業登録	金沢市第 号	

施工者の住所及び 氏名並びに屋外 広告業登録番号 又は届出番号			に、
	屋外広告業登録・ 特例屋外広告業届出	金沢市第 号	

道路占用許可番号	年 月 日 第 号	※受付年月日	を

道路占用許可番号	年 月 日 第 号	※受付年月日	に
道路使用許可番号	年 月 日 第 号		

改め、同その1の備考第2項及び第3項を削り、同備考第1項中「管理者が規則で定める資格を有する場合は」を「屋上に設置し、又は突出する屋外広告物等にあつては、管理者の資格等欄を記入するとともに」に改め、同項を同備考とし、同その1を同様式とする。

様式第2号その2を削り、同様式その1中「第16条第3項」を「第16条第4項」に、

施工者の住所及び 氏名並びに屋外 広告業登録番号			を
	屋外広告業登録	金沢市第 号	

施工者の住所及び 氏名並びに屋外 広告業登録番号 又は届出番号			に、
	屋外広告業登録・ 特例屋外広告業届出	金沢市第 号	

道路占用許可番号	年 月 日 第 号	※受付年月日	を

道路占用許可番号	年 月 日 第 号	※ 受付年月日	に
道路使用許可番号	年 月 日 第 号		

改め、同その1の備考第2項及び第3項を削り、同備考第1項中「管理者が規則で定める資格を有する場合は」を「屋上に設置し、又は突出する屋外広告物等にあつては、管理者の資格等欄を記入するとともに」に改め、同項を同備考とし、同その1を同様式とする。

様式第3号その2を削り、同様式その1中

施工者の住所及び 氏名並びに屋外 広告業登録番号			を
	屋外広告業登録	金沢市第 号	

施工者の住所及び 氏名並びに屋外 広告業登録番号 又は届出番号			に、
	屋外広告業登録・ 特例屋外広告業届出	金沢市第 号	

道路占用許可番号	年 月 日 第 号	※ 受付年月日	を
----------	-----------	---------	---

道路占用許可番号	年 月 日 第 号	※ 受付年月日	に
道路使用許可番号	年 月 日 第 号		

改め、同その1の備考を削り、同その1を同様式とする。

様式第7号その2を削り、同様式その1中

施工者の住所及び 氏名並びに屋外 広告業登録番号			を
	屋外広告業登録	金沢市第 号	

施工者の住所及び 氏名並びに屋外 広告業登録番号 又は届出番号			に、
	屋外広告業登録・ 特例屋外広告業届出	金沢市第 号	

道路占用許可番号	年 月 日 第 号	金沢市長	を
建築確認番号	年 月 日 第 号		

道路占用許可番号	年 月 日 第 号	金沢市長 印	に
道路使用許可番号	年 月 日 第 号		
建築確認番号	年 月 日 第 号		

改め、同その1を同様式とする。

様式第8号その2を削り、同様式その1中

施工者の住所及び 氏名並びに屋外 広告業登録番号			を
	屋外広告業登録	金沢市第 号	

施工者の住所及び 氏名並びに屋外 広告業登録番号 又は届出番号			に、
	屋外広告業登録・ 特例屋外広告業届出	金沢市第 号	

道路占用許可番号	年 月 日 第 号	金沢市長 印	を
建築確認番号	年 月 日 第 号		

道路占用許可番号	年 月 日 第 号	金沢市長 印	に
道路使用許可番号	年 月 日 第 号		
建築確認番号	年 月 日 第 号		

改め、同その1を同様式とする。

様式第16号の備考に次の1項を加える。

3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者等の当該業務主任者が有する資格を記入してください。

様式第19号中 「2 名称又は氏名」 を 「2 名称又は氏名
3 有効期間」 に改める。

様式第23号の次に次の5様式を加える。

様式第24号 (第30条関係)

特 例 屋 外 広 告 業 者 届 出 済 票	
名 称 又 は 氏 名	
法人である場合の 代 表 者 の 氏 名	
届 出 番 号	金沢市特例屋外広告業届出第 号
届 出 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	

40センチメートル以上

35
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上

様式第25号 (第31条の2関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

特例屋外広告業届出書

金沢市屋外広告物等に関する条例第35条の2の2第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

※ 届 出 番 号	金沢市特例屋外広告業届出第 号		
※ 届 出 年 月 日	年 月 日		
ふりがな 氏 名及び生年月日 〔法人にあつては、名称並 びに代表者の氏名及び生 年月日〕	生年月日	年 月 日	
	法人・個人の別	1 法人 2 個人	
住 所 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地〕			
1 金沢市の区域内において 営業を行う営業所の名称及 び所在地	営業所の名称	営業所の所在地	
2 業務主任者の氏名及び所 属する営業所の名称	営業所の名称	ふりがな 氏 名	摘 要
3 いしかわ景観総合条例に 基づく登録番号、登録年月 日及び有効期間の満了日	登録番号	登録年月日	有効期間の満了日
		年 月 日	年 月 日

備考

- ※印の箇所は、記入しないでください。
- 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲んでください。
- 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者等の当該業務主任者が有する資格を記入してください。

様式第26号 (第31条の3関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

特例屋外広告業届出事項変更届出書

金沢市屋外広告物等に関する条例第35条の2の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	金沢市特例屋外広告業届出第 号		
届 出 年 月 日	年 月 日		
ふりがな 氏 名及び生年月日 (法人にあつては、名称並 びに代表者の氏名及び生 年月日)	生年月日	年 月 日	
住 所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)	法人・個人の別	1 法人 2 個人	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考 「法人・個人の別」については、該当するものを○で囲んでください。

様式第27号 (第31条の4関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

特例屋外広告業廃止届出書

金沢市屋外広告物等に関する条例第35条の2の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	金沢市特例屋外広告業届出第 号
届 出 年 月 日	年 月 日
ふ り が な 氏 名 〔法人にあつては、名称及 び代表者の氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地〕	
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続の開始 4 解散(2及び3以外の理由) 5 廃止
届出の理由の生じた日	
特例屋外広告業者と 届出者との関係	1 相続人 2 代表する役員であった者 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「特例屋外広告業者と届出者との関係」については、それぞれ該当するものを○で囲んでください。

様式第28号 (第31条の5関係)

第 号
特例屋外広告業届出済証
次の者は、金沢市屋外広告物等に関する条例第35条の2の2第5項の規定により特例屋外広告業者届出簿に記載した者であることを証します。
年 月 日
金沢市長 印
1 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
2 名称又は氏名
3 有効期間

附 則

- この規則は、令和6年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号から様式第3号まで及び様式第16号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- この規則の施行の日前に交付された改正前の様式第7号、様式第8号又は様式第19号の書式による屋外広告物許可通知書等は、改正後の様式第7号、様式第8号又は様式第19号にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市定住の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第8号

金沢市定住の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市定住の促進に関する条例施行規則（平成28年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「第12条」を「第2条第3項」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

令和6年(2024年)3月27日 発行	発行人	金 沢 市
	発行所	金 沢 市 役 所
	編 集	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄